

全国商工新聞

長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2022年
9月26日
第2117号

新型コロナの影響による
国保料減免、納税緩和、
インボイス制度への対応
民商に相談を

会員自ら計画・開催 関原支部でインボイス学習会 まずは消費税納税と仕入税額控除のしくみを学ぶ

関原支部は9月9日夜、インボイス制度学習会を開催しました。新型コロナウイルスの影響により、これまではなかなか集まりを開くことができませんでしたが、2023年10月1日とされているインボイス導入までおよそ1年と迫っていることから、学習会を行うこととなりました。

開催に当たり事務局は資料の準備のみ行い、学習会には参加していません。支部会員自らが計画し、開催しました。当日は5人が集まりました。

インボイス制度を理解するには、まず「仕入税額控除」を把握することが重要です。青柳一男相談役（建築）が説明役を務め、今回は消費税納税と仕入税額控除のしくみを学びました。

消費税の納税方法は本則課税制度と簡易課税制度に分類され、仕入税額控除の算出方法が異なります。本則課税の仕入税額控除は「売り先から頂いた消費税相当額」から「仕入・経費において支払った消費税相当額」を差し引くことをいいます。一方、簡易課税では「売り先から頂いた消費税相当額×みなし仕入率」を差し引くことを指します。みなし仕入率は業種によって異なります。

免税事業者が消費税課税事業者になると、本則・簡易のどちらを選択するかによって納税額が変わります（ただし、課税売上高5000万超の場合は本則課税制度が適用されます）。どうしても課税事業者にならざるを得ない場合は、納税額が少なくなるなど自身に有利な方を選択することが重要です。どちらを選べばよいか、長岡民商にご相談ください。

インボイス制度における仕入税額控除の要件は、インボイスの保存です。免税事業者はインボイスを発行することができないため、免税事業者と取引する本則課税事業者はインボイスを保存すること

ができません。よって、仕入税額控除ができなくなり、消費税納税額が増加します。これを避けるには、免税事業者に対しインボイス発行事業者（課税事業者）になるよう要請する、または、仕入税額控除できない分の値引きを求めるとあります。

免税事業者は、課税事業者になった場合、消費税納税という新たな負担が生じます。値引きの承諾は減収につながります。いずれも拒んだ場合は、取引から排除される恐れもあります。

インボイス制度は課税事業者・免税事業者を問わず中小・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼします。ひとりでも多くの会員が制度の問題点を理解し、導入中止を求める声を上げることが求められています。

民商共済会加入者がコロナ陽性の場合… 自宅等での療養も入院見舞金の対象

新型コロナウイルス新規感染者の全数把握簡略化に伴い、生命保険各社は9月下旬より、契約者が自宅やホテルで療養した際に支払う入院給付金（新型コロナウイルス特例のみなし入院給付）の対象を65歳以上の人、入院が必要な人、新型コロナウイルス治療薬が必要な人、妊婦に限定します。持病のない64歳以下の軽症・無症状の人は対象外となります。

これに対し、民商共済会では、共済加入者が新型コロナウイルス陽性の場合、入院・自宅等での療養を問わず、これまで通り全員が入院見舞金支払いの対象となります。

また、共済会加入者が濃厚接触者となった場合は安静加療見舞金や入院見舞金を受領した場合を除く。2022年4月1日～2023年3月31日の間に安静加療見舞金や入院見舞金を受領した場合を除く。

ウイルスの特性が変化し、国の政策・判断、自治体の対応も様々です。今後の変化については全商連共済会常任理事会で協議します。

共済金請求については、詳しくは商工新聞長岡版9月12日号、同19日号をご確認、または事務局にお問い合わせください。

